



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 19 日(金)
号外第 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (62) (公園自然課) 4
	鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (63) (くらしの安心推進課) 10
	鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (64) (〃) 16
	鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例 (65) (住宅政策課) 18
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (66) (会計指導課) 20
	鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 (67) (住宅政策課) 22

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県都市公園条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法の一部が改正され、条例で都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、条例で特定公園施設の設置基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 都市公園は、県民が容易に利用することができるよう配置し、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。
- (2) 公園施設の建築物の建築面積の総計は、都市公園の安全性や機能性を考慮して原則として都市公園の敷地面積の100分の2以下とする。
- (3) 鳥取県福祉のまちづくり条例と同等の人に優しい公園施設となるよう高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公衆浴場の入浴者及び旅館の宿泊者の衛生確保を図るため、浴槽水の水質検査の結果の知事への届出の義務化等営業者が講ずべき必要な措置の基準について見直しを行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正

- ア 浴槽水等の水質検査を行った場合において、水質基準に適合しなかったときに限られていた知事への届出を、水質検査の結果にかかわらず届け出るよう改めるとともに、検査結果の記録を3年間施設に保管することとする。
- イ 浴槽水を消毒するときは、塩素系薬剤又はそれと同等以上の効果のある方法により行うこととする。
- ウ 循環させ、ろ過して再利用する浴槽水以外でも、イの措置を講じている浴槽水に限り、1週間に1回以上の交換及び浴槽の清掃でよいこととする。
- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正

旅館の浴室について(1)と同様の措置を講ずる。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

食品衛生法施行令の一部が改正され、都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準が条例に委任されたことに伴い、本県の実情等を勘案してこれらの基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。
 - イ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験のために必要な規則で定める機械及び器具を備えること。
- (2) 食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験を実施することができる職員及び当該検査又は試験の実施について責任を負う職員を置くこととする。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について

1 条例の改正理由

竜巻、集中豪雨などの局地的な自然災害が被災者住宅再建支援制度の対象となることを明確にし、災害発生時に迅速に被災者住宅再建支援金を交付することができるよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 被災者住宅再建支援金の交付対象とする自然災害の要件に次のものを加える。
 - ア 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 - イ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (2) 自然災害の要件である住宅が全壊した世帯の数の算定に当たっては、2の大規模半壊又は半壊をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における医療水準の向上及び医師の確保を図ることを目的とした医師海外留学資金貸付金について、その効果が十分に生じるよう返還を免除する条件である県内の病院での勤務期間に下限を設ける。

2 条例の概要

- (1) 医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件である県内の病院での常勤医師としての勤務期間は、少なくとも1年以上とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について

1 条例の廃止理由

施設の老朽化によって全ての特別県営住宅を廃止することに伴い、鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。
- (3) 鳥取県住民基本台帳法施行条例について、所要の規定の整備を行う。

条 例

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第1条の2）</u></p> <p><u>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—第1条の5）</u></p> <p><u>第3章 都市公園の管理（第2条—第22条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第23条・第24条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第25条—第27条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。</u></p> <p><u>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準</u></p> <p><u>（都市公園の設置基準）</u></p> <p><u>第1条の3 都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置するものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）<u>の管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

2 都市公園の規模は、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、別表第1の左欄に掲げる建築物に限り、当該建築物の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める割合を超えないこととする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第1条の5 バリアフリー法第13条第1項の特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第2の基準によらないことができる。

第3章 都市公園の管理

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第4のとおりとする。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第1に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第2のとおりとする。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の

使用料を徴収する。 2・3 略 (届出) 第22条 略 <u>第4章 雑則</u> (規則への委任) 第24条 略 <u>第5章 罰則</u> 第25条 略 <u>別表第3</u> (第3条関係) 略 <u>別表第4</u> (第12条関係) 略 <u>別表第5</u> (第14条関係) 略	使用料を徴収する。 2・3 略 (届出) 第22条 略 (規則への委任) 第24条 略 <u>(罰則)</u> 第25条 略 <u>別表第1</u> (第3条関係) 略 <u>別表第2</u> (第12条関係) 略 <u>別表第3</u> (第14条関係) 略
---	--

第2条 鳥取県都市公園条例の一部を次のように改正する。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1 (第1条の4関係)

区 分	割 合
1 次に掲げる公園施設である建築物 (1) 法第2条第2項第3号に規定する休養施設 (2) 法第2条第2項第5号に規定する運動施設 (3) 法第2条第2項第6号に規定する教養施設 (4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設 (5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所	100分の10
2 3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物(1の項に規定する建築物を除く。)	100分の2

別表第2 (第1条の5関係)

1 園路及び広場

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- エ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。
- イ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 階段の上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
- エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- キ 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、スロープを併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりスロープを設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したのもをもってこれに代えることができる。
- (5) 階段若しくは段に代え、又はこれに併設するスロープは、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超えるスロープにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ スロープの上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロックを敷設すること。
- ク 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

い。

- (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック及び線状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせ、床面に敷設したものの他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 2の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設及び主要な公園施設に接続していること。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第19条の規定に適合するものであること。

2 屋根付広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- ウ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は5の項に定める基準に適合するものであること。

4 駐車場

- (1) 専ら自動二輪車（側車付きのものを除く。）のための駐車場を除き、駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、幅は350センチメートル以上とし、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

5 便所

- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (2) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- ウ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けていること。
- エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉し

て通過できる構造のものとする。

- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。
- (4) 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。
- (5) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。
- (6) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (ウ) 当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
- (エ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。

エ くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

オ 洗面器又は手洗器に特定水栓を設けること。

- (7) 男子用小便器を設ける場合は、床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器には手すりを設けること。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例第17条の規定に適合するものであること。

6 水飲場及び手洗場

- (1) 車いす使用者が接近できるよう、奥行き150センチメートル以上、幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (2) 水栓までの高さは80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。
- (3) 特定水栓を設けること。

7 掲示板及び標識

- (1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。
- (3) 園路又は広場の出入口の付近には、1の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設けること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>一般公衆浴場</u> 日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。</p> <p>(2) <u>原湯</u> 浴槽内に注入される湯のうち浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用しないものをいう。</p> <p>(3) <u>原水</u> 原湯に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽内に注入される水のうち浴槽水を再利用しないものをいう。</p> <p>(4) <u>あがり湯</u> 洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。</p> <p>(5) <u>あがり水</u> 洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。</p> <p>(6) <u>水道水</u> 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。</p> <p>(7) <u>連日使用浴槽水</u> 浴槽水を循環させ、及びろ過して再利用する浴槽水（毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「<u>一般公衆浴場</u>」とは、日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>その他の公衆浴場</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する公衆浴場をいう。</p> <p>(1) 1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>蒸気、熱気その他湯以外のものを使用して入浴させるもの</u></p> <p>イ アに掲げるもののほか、<u>娯楽、保養その他日常生活における保健衛生以外の目的で入浴させるもの</u></p>

(一般公衆浴場の措置の基準)

第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水(水道水を使用するものを除く。次号において同じ。)並びに浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

(9) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに知事に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から3年間当該施設に保管すること。

ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上

イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあつては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあつては1年に1回以上

(10)・(11) 略

(12) 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴

(2) 個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる公衆浴場(次号に規定する公衆浴場を除く。)

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場

(一般公衆浴場の措置の基準)

第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)、原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)、あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。)及びあがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。

(9) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せずに毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあつては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあつては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。

(10)・(11) 略

(12) 毎日(連日使用浴槽水にあつては、1週間に1回以上)、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。

<p><u>している浴槽水</u>にあつては、<u>完全に交換すること</u>を要しない。</p> <p>ア <u>連日使用浴槽水は、1週間に1回以上</u></p> <p>イ <u>連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1日1回</u> <u>(第15号に掲げる消毒を実施している場合にあ</u> <u>つては、1週間に1回)以上</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(15) <u>浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方</u> <u>法により行うこと。</u></p> <p>ア <u>塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素</u> <u>濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4</u> <u>ミリグラムまでに保つ方法</u></p> <p>イ <u>消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であ</u> <u>ると知事が認める方法</u></p> <p>(16) <u>第10号、第12号、第13号及び前号に掲げる清</u> <u>掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するととも</u> <u>に、当該点検表を記録の日から3年間当該施設に</u> <u>保管すること。</u></p> <p>(<u>一般公衆浴場以外の公衆浴場の措置の基準</u>)</p> <p>第4条 <u>蒸気、熱気その他の湯以外のものを使用して</u> <u>1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場の営業</u> <u>者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第</u> <u>7号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措</u> <u>置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>娯楽、保養その他の日常生活における保健衛生以</u> <u>外の目的で1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆</u> <u>浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第</u> <u>5号から第16号までに掲げる措置を講じなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>3 <u>個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる</u> <u>公衆浴場(次項に規定する公衆浴場を除く。)</u>の営 業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第16号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法</u> <u>律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に</u> <u>該当する営業に係る公衆浴場の営業者は、前条第1</u> <u>号、第5号、第6号及び第8号から第16号まで並び</u> <u>に前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる</u> <u>措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>ただし、温泉の<u>源泉が直接浴槽内にある浴槽</u>にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(15) <u>第8号から前号までに掲げる事項について点</u> <u>検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の</u> <u>日から3年以上保管すること。</u></p> <p>(<u>その他の公衆浴場の措置の基準</u>)</p> <p>第4条 <u>第1条の2第2項第1号アに掲げるその他の</u> <u>公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及</u> <u>び第5号から第7号までに掲げる措置を講ずるほ</u> <u>か、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>第1条の2第2項第1号イに掲げるその他の公衆</u> <u>浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第</u> <u>5号から第15号までに掲げる措置を講じなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>3 <u>第1条の2第2項第2号に掲げるその他の公衆浴</u> <u>場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第</u> <u>8号から第15号までに掲げる措置を講ずるほか、次</u> <u>に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 <u>第1条の2第2項第3号に掲げるその他の公衆浴</u> <u>場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第</u> <u>8号から第15号まで並びに前項各号に掲げる措置を</u> <u>講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p>
--	--

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 略</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第1条の2 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>原湯</u> <u>浴槽内に注入される湯のうち浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を再利用しないものをいう。</u></p> <p>(2) <u>原水</u> <u>原湯に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽内に注入される水のうち浴槽水を再利用しないものをいう。</u></p> <p>(3) <u>あがり湯</u> <u>洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。</u></p> <p>(4) <u>あがり水</u> <u>洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。</u></p> <p>(5) <u>水道水</u> <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。</u></p> <p>(6) <u>連日使用浴槽水</u> <u>浴槽水を循環させ、及びろ過して再利用する浴槽水(毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)をいう。</u></p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(浴室の衛生に必要な措置)</p> <p>第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外</u>の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)、<u>原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)</u>、<u>あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。)</u>及び<u>あがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。</u></p>
<p>(浴室の衛生に必要な措置)</p> <p>第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>原湯、原水、あがり湯及びあがり水(水道水を使用するものを除く。次号において同じ。)</u>並びに<u>浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。</u></p>	<p>(浴室の衛生に必要な措置)</p> <p>第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)</u>以外<u>の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)</u>、<u>原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)</u>、<u>あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。)</u>及び<u>あがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。</u></p>

<p>(3) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水（入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに知事に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から3年間当該施設に保管すること。</p> <p>ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上</p> <p>イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあつては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあつては1年に1回以上</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあつては、完全に交換することを要しない。</p> <p>ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上</p> <p>イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1日1回（第9号に掲げる消毒を実施している場合にあつては、1週間に1回）以上</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。</p> <p>ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法</p> <p>イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法</p> <p>(10) 第4号、第6号、第7号及び前号に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間当該施設に保管すること。</p>	<p>以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。</p> <p>(3) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せずに毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあつては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあつては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 毎日(連日使用浴槽水にあつては、1週間に1回以上)、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあつては、この限りでない。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の鳥取県公衆浴場法施行条例第3条第9号の規定は、この条例の施行の日以後に行う同号の水質検査から適用する。

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正後の鳥取県旅館業法施行条例第6条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に行う同号の水質検査から適用する。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第64号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業施設 政令第35条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。</p> <p><u>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</u></p> <p>第2条の2 政令第8条第1項の条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。</u></p> <p>(2) <u>食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験のために必要な規則で定める機械及び器具を備えること。</u></p> <p>2 政令第8条第1項の条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、<u>食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験を実施することができる職員及び当該検査又は試験の実施について責任を負う職員を置くこととする。</u></p> <p>(規則への委任)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業施設 <u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）</u>第35条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。</p> <p>(規則への委任)</p>

<p>第11条 この条例に定めるもののほか、<u>法、政令及び</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め る。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の 周知 加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供 し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施 設内の見やすい<u>箇所に表示すること</u>。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条 例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の 周知 加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供 し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施 設内の見やすい<u>場所に掲示すること</u>。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自然災害 <u>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。</u></p> <p>ア <u>県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>イ <u>1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>ウ <u>1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害</u></p> <p>(2) 被災者住宅再建支援金 <u>被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日まで</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自然災害 <u>自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。</u></p> <p>ア <u>県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの</u></p> <p>イ <u>世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は被災地域の所在する市町村（以下「被災市町村」という。）の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの</u></p> <p>(2) 被災者住宅再建支援金 <u>被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」とい</u></p>

<p>に、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。</p> <p>(3) 全壊世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p><u>2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合には、2の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。</u></p>	<p>う。）に対して交付する、同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。</p> <p>(3) 全壊世帯 自然災害（<u>自然災害のうち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。</u>）により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第66号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲
略				略			
医師 県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとする	1	留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、 <u>当該病院において常勤医師としての業務に医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（その期間が1年に満たないときは1年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは知事がその都度定める期間とする。）</u> 以上従事し、かつ、 <u>当該勤務を開始した日</u> から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会	略	医師 県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとする	1	留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、 <u>当該勤務を開始した日（以下この号において「勤務開始日」という。）</u> から起算して医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、 <u>知事がその都度定める期間</u> ）以上、 <u>当該病院において常勤医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日</u> から起算して1年以内に留学における研修で得た	略

ものに対し て貸し付け る資金	を県内において開催した とき。	ものに対し て貸し付け る資金	成果を伝達する講習会を 県内において開催したと き。
	略		略
	略		略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第67号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 2 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（14） 略</p> <p>（15） 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）による同条例第6条第2項の決定<u>又は同条例第9条の5第3項若しくは第19条第3項の意見の申出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>（16）～（22） 略</p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（14） 略</p> <p>（15） 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）による同条例第6条第2項の決定<u>若しくは同条例第9条の5第3項の意見の申出（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の意見の申出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>（16）～（22） 略</p>